

第17回

奥州市都市計画審議会議事録

平成28年7月28日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第17回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年7月28日(木) 午後1時30分
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

2 協議事項

- (1) 奥州都市計画用途地域変更(案)について
- (2) 奥州市都市計画道路網見直し事業の進捗状況について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名
内訳 1号委員 7名
2号委員 5名
3号委員 3名

- (2) 出席委員数 10名

1号委員	千 葉 龍二郎
	菅 原 繁 夫
	後 藤 元 夫
	星 洋 子
	前 田 誠一郎
	鈴 木 まゆみ
2号委員	阿 部 加代子
3号委員	中 村 実
	三 浦 義 明
	阿 部 保 之

- (3) 欠席委員数 5名

1号委員	及 川 正 和
2号委員	菅 原 圭 子
	飯 坂 一 也
	中 澤 俊 明
	藤 田 慶 則

4 議事

午後 1 時30分

(新田都市整備部長)

それでは、定刻の時間となりましたので、進めさせていただきたいと思います。私は、今日の審議会の司会進行を務めさせていただきます、都市整備部長の新田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画審議会に入ります前に、委員の皆様にご挨拶の交付を行いたいと思います。小沢市長が委嘱状をお渡ししますので、その場にお立ち願いまして、お受け取りをお願いいたします。

1号委員 千葉龍二郎様

(小沢市長)

委嘱状 千葉龍二郎様 奥州市都市計画審議会委員をご委嘱申し上げます。任期は平成28年7月1日から30年6月30日までとします。奥州市長 小沢昌記 お忙しいところ大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

菅原繁夫様

(小沢市長)

委嘱状 菅原繁夫様 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

後藤元夫様

(小沢市長)

委嘱状 後藤元夫様 お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

星洋子様

(小沢市長)

委嘱状 星洋子様 お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

前田誠一郎様

(小沢市長)

委嘱状 前田誠一郎様 お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

鈴木まゆみ様

(小沢市長)

委嘱状 鈴木まゆみ様 お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

2号委員 阿部加代子様

(小沢市長)

委嘱状 阿部加代子様 よろしくお願い申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

3号委員 中村実様

(小沢市長)

委嘱状 中村実様 よろしくお願いたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

三浦義明様

(小沢市長)

委嘱状 三浦義明様 よろしくお願いたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

阿部保之様

(小沢市長)

委嘱状 阿部保之様 よろしくお願いたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(新田都市整備部長)

なお本日、1号委員及川正和様、2号委員菅原圭子様、飯坂一也様、中澤俊明様、藤田慶則様、以上5名の方が欠席でございます。

午後1時33分 開会

(新田都市整備部長)

それでは、只今より第17回奥州市都市計画審議会を開会します。まず、初めに会議の成立についてご報告申し上げます。

本日は審議会議員15名中、出席委員10名、欠席通告委員5名となっております。

奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上が出席してございますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それではここで、小沢奥州市長よりご挨拶申し上げます。

(小沢市長)

改めて皆様ご苦勞さまでございます。只今、2年間に亘る審議会委員のご委嘱を申し上げたところでございますが、それぞれ専門的な分野からお集つまりいただいた皆様でございます。何かとお忙しいこととは思いますが、奥州市が少子高齢化という部分、世の中の変化に対応した都市形成をしていくうえにおいて、これまでの計画を見直さなければならないこともあろうと思っておりますし、また、不足する部分については、しっかり計画に盛り込み対応していかなければならないということでございます。しかしながら、国の予算を使いながら、市の予算を充当してということございまして、都市計画で決定したものであっても、その完成に20年、あるいは30年かかるということもあって、できるだけ計画と実行の時間を詰めていければなと思うところでございますが、特に道路関係ということになりますと地権者の皆様のご同意を得ながらということ、この部分については様々な問題が現在においてもあると思うところでございます。しかしながら、都市計画で決定されている区域においてはですね、これから家を建てる方、あるいは、これから様々な計画をされる方の基本的な指針になる計画でもあるということから、やはり、ないがしろにすることができない重要な計画であると考えているところでございます。

本日は、第17回の審議会における協議事項につきましては、奥州都市計画用途地域変更案についてお諮りし、ご意見を頂戴したいということ、それから、道路網の見直し事業の進捗状況について皆様に御説明し、ご意見を頂戴したいと考えておるところでございます。なお、今回2号委員としてのご出席は阿部さんだけでございますが、手違いということではないのですが、他の4人の委員さんが視察の日程とかち合い、皆様の日程の最大公約数として、本日の設定となりましたことを、会を招集する者として、お詫びするところにご理解をいただければと思います。

いずれ、期間中に亘るご協力を心からお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。何卒よろしく申し上げます。

(新田都市整備部長)

それでは次第に従いまして、3番目となります、会長の選出を行います。

会長は、奥州市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、1号委員の中から委員の選挙によって選出される事となっております。本来であれば、臨時議長

をたてて行うところでございますけれども、時間の都合上こちらで進めさせていただくことをお許し願いたいと思います。

選出の方法につきまして、いかようにしたらよろしいか、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

(後藤元夫委員)

はい。(挙手)

(新田都市整備部長)

後藤委員

(後藤元夫委員)

事務局の方で腹案がございましたら、お示しいただきたいと思います。

(新田都市整備部長)

只今、後藤委員の方から、事務局の方で腹案があればというご発言があったところでございますけれども、事務局の方から推薦をさせていただくことでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(新田都市整備部長)

ありがとうございます。それでは、事務局より会長の候補者をご推薦申し上げたいと思います。

(佐藤都市計画課長)

事務局案でございますが、会長に1号委員の千葉龍二郎委員を推薦申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(新田都市整備部長)

皆様にお諮り申し上げます。只今、事務局より、会長に1号委員の千葉龍二郎委員を推薦したいということでご推薦申し上げたところでございますけれども、千葉龍二郎委員を会長と定める事に、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(新田都市整備部長)

ありがとうございました。それでは、ご異議なしと認めたいと存じます。よって千葉龍二郎委員が奥州市都市計画審議会会長に選出されました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、千葉会長、会長席へご移動頂きまして、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

(千葉会長)

それでは、ご挨拶を申し上げます。只今、委嘱状を頂戴いたしまして、2年間の役目ということで、この委員会を運営してまいりますこととなります。只今、冒頭、市長からのご挨拶のとおりですね、我々の役目というんでしょうか、仕事というものの説明がございました。そういう状況をよく理解し、そして、委員会の役目というんでは

うか、それをしっかりと果たしてまいり、奥州市の今後のいろいろな行政に役に立てればいいなと思っております。一つ、皆さん、よろしくお願ひします。

(新田都市整備部長)

大変ありがとうございました。なお、小沢市長でございますが、このあと公務がございまして、恐縮ですが、途中退席とさせていただきますと存じますことをご了承いただきたいと思ひます。

(小沢市長)

申し訳ありません。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

[市長退席]

(新田都市整備部長)

それでは、会長が決定いたしましたので、ここからは議長でいらっしゃる千葉会長の進行でお願ひ申し上げます。

(千葉会長)

それでは、会を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。まずですね、会長職務代理者の指名についてでございます。会長職務代理者については、当審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名する事となっております。

それでは、2号委員の方々の中から指名したいと思ひます。本日欠席されていますけれども、2号委員の藤田慶則委員を指名したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、藤田慶則委員を会長職務代理者ということにさせていただきます。

(千葉会長)

次に、議事録署名人の指名ということですが、こちらから指名してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、2号委員の阿部加代子委員と3号委員の中村実委員のお二方にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

(千葉会長)

では、協議に入ります。

本日の審議会は、奥州市情報公開条例第37条の規定に基づき、公開するものいたします。

それでは、協議(1)の奥州都市計画用途地域変更案について、事務局より説明をお願ひします。

(佐藤都市計画課長)

都市計画課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから奥州都市計画用途地域変更案についてご説明を申し上げます。

奥州市の用途地域につきましては、合併前から水沢、江刺、前沢区におきまして市街地を中心に2,198haの用途地域を設定しております。

今回の協議につきましては、江刺区の八日町一丁目地区で、国道456号や県道8号水沢米里線に面し、大規模小売店舗が立地しております。

平成18年建築基準法改正、19年施行の法改正によりまして、既設用途では店舗の建替えや、施設の増改築に制限が設けられたということがあります。

隣接する沿道型の商業系用途地域を面的に展開し、商業系用途地域の連続性を確保した上で都市機能の集積を図る必要があることから、今般の用途地域の変更を図るものでございます。

本日の協議議題につきましては、諮問し採決をするというものではございませんが、ご意見を頂きたいということでございます。それでは、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(西島主事)

都市計画課計画係の西島でございます。

それでは、プロジェクターを使いながら奥州都市計画用途地域の変更案について、ご説明いたします。

少し長くなりますので、座っての説明とさせていただきます。

それでは、奥州都市計画用途地域変更案について、ご説明いたします。

こちらが今回都市計画変更しようとする箇所的位置図でございます。

江刺区中心部の白い部分が用途地域を変更しようとする箇所であり、面積は約4.3haとなります。

それでは、最初に用途地域の変更についてご説明いたします。

まず、用途地域ですが、用途地域とは、都市の土地利用に関する最も基礎的なもので、土地に計画性を与え、適正な制限のもと、土地の合理的な利用と利便の増進を図り、公害を防止するなど、都市の環境を保持するために定められるものです。

本市においては、昭和48年に合併前の旧水沢市、江刺市、前沢町で約1,718haを指定し、現在では2,198haが用途地域に指定されております。

用途地域の種類ですが、12種類ございまして、大きく区分いたしますと住居系、商業系、工業系に分かれます。

住居系用途地域といたしましては、第一種低層住居専用地域から準住居地域まで7種類ございます。

商業系用途地域としまして、近隣商業地域、商業地域の2種類、工業系用途地域としまして、準工業地域、工業地域、工業専用地域の3種類となっております。

それでは、今回用途地域を変更しようとする箇所ですが、江刺区のこちらの箇所となります。

江刺総合支所より南に550mほど行った国道456号、県道8号水沢米里線に面した八

日市一丁目の9番街区という所でございます。

現在、第二種住居地域として4.3haほど指定しております箇所をすべて近隣商業地域へ用途変更をしたいというものでございます。

こちらが計画図となります。変更する理由についてですが、今回変更する区域は奥州都市計画区域マスタープランにおいて、北東部の商業等の拠点として商業・業務、行政、文化等の都市機能の集積を活かしたまちづくりを進めるとして、市街地を誘導するエリアとして位置づけられており、奥州市都市計画マスタープランでは、本市の北東部地域の都市拠点として、商業・業務、文化・交流、行政等の都市機能の集積を図る地区として位置づけられております。

また、江刺地区の中心商業地に隣接し、中心商業地から繋がる地区南側の県道は沿道型の商業系用途地域に指定されており、地区内には既に大規模小売店舗が立地していることから、隣接する沿道型の商業系用途地域を面的に展開し、商業系用途地域の連続性を確保した上で都市機能の集積を図る必要があることから、第二種住居地域の部分を近隣商業地域に変更するものです。

変更後の奥州都市計画用途地域の全体面積としましては、第二種住居地域が86haから82haへ、近隣商業地域が127haから131haへ用途地域面積が変更となります。

それでは、第二種住居地域と近隣商業地域の違いについて御説明いたします。

お手元の資料の3ページに建築物の用途制限の一覧表、4ページに今回関係するものを抜粋したものがございます。

スライドには、4ページと同様、第二種住居地域と近隣商業地域の用途制限について変更となる箇所のみを表示しております。

変更となる点は、建ぺい率については、第二種住居地域では6/10以下とされているものを、近隣商業地域では8/10以下となります。

容積率については、第二種住居地域、近隣商業地域とも20/10以下で同じです。

店舗面積については、第二種住居地域で述べ床面積10,000㎡以下の制限がされていますが、近隣商業地域になると述べ床面積制限なしで建築可能となります。

ただし、こちらの用途制限については、平成19年の都市計画法、建築基準法改正により、第二種住居地域の床面積制限が追加されたものであり、それ以前に建築した、延べ床面積10,000㎡超のものについては既存不適格という形になっており、増築や建替えが難しくなっております。

遊戯施設や風俗施設については、第二種住居地域では、カラオケボックス、パチンコ店などの延べ床面積が10,000㎡以下に制限されていますが、近隣商業地域であれば、延べ床面積の制限はなしで建築可能となります。

また、第二種住居地域では建築のできない劇場、映画館などが、近隣商業地域では建築可能となります。

工場・倉庫等については、第二種住居地域では規模の制限のあった、単独車庫、建築物附属車庫が、近隣商業地域では規模の制限がなく建築可能となります。

さらに、危険性や環境を悪化させる恐れの非常に少ない工場や自動車修理工場の延べ床面積の制限が緩和されます。

また、第二種住居地域では建築のできない倉庫業倉庫、延べ床面積150㎡以下の危険性や環境を悪化させる恐れのない工場、火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設の建築が可能となります。

それでは、次に今後の進め方について御説明いたします。

今後の都市計画変更に向けた手続きでございますが、資料の一番最後8ページに都市計画の策定の経緯の概要書を添付しており、今後の手続きについて大まかにですが記載してございます。

本日、都市計画審議会に事前協議をかけさせていただき、岩手県へ事前協議書の提出後、事前の手続きが整いましたら、都市計画変更の住民説明会及び変更案の公告、縦覧手続きを11月から12月にかけて行いたいと考えております。

順調に手続きが進む前提ではありますが、来年2月頃に都市計画審議会に諮問したいと考えており、3月に岩手県知事同意協議を経て、都市計画変更決定告示をしたいと考えております。以上で説明を終了いたします。

(千葉会長)

どうもありがとうございました。只今の説明を受けまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(阿部加代子委員)

はい、会長。

(千葉会長)

どうぞ。

(阿部加代子委員)

市議会議員の阿部加代子でございます。まず、今後の策定の計画の概要のところ、住民説明会をいつ頃開かれるのか、それから各区にですね、地域協議会がまだ残っておりますので、地域協議会に対しましての御説明はないのかの2点について、もう一度ご説明をお願いします。

(千葉会長)

はい、只今の質問について事務局より答弁をお願いします。

(佐藤計画係長)

はい、都市計画課計画係長の佐藤でございます。住民説明会の時期でございますが、8ページの上から3番目の平成28年11月頃を予定したいと思っております。それから、地域協議会の方につきましては、今回は江刺区の案件ということで、なおかつ、第2種住居地域から近隣商業地域へということで、新しく用途を増やすこ

とでないことから、江刺区の方と協議をさせていただきながら、地域協議会に諮るかどうかを決定させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(千葉会長)

阿部さん、今の回答ですけれども、いかがでしょうか。

(阿部加代子委員)

住民説明会が11月頃ということでございますけれども、どの程度の範囲の住民の方々に説明されるのかお伺いしたいと思います。やはり、用途の変更が大幅に変わってきますので、なるべく関係する住民の方々、そして、多くの市民の方々にわかりやすい説明をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(佐藤計画係長)

はい、それでは私の方からお答えしたいと思います。住民説明会の範囲でございますけれども、今回の対象となる地区の地権者の皆様はもちろんでございます。それから、岩谷堂地区の部分に今回該当するところもありますので、岩谷堂地区の住民組織の方々も含めた説明会を考えているところでございます。以上でございます。

(千葉会長)

よろしいですか。

(阿部加代子委員)

はい。

(鈴木まゆみ委員)

はい。

(千葉会長)

どうぞ。

(鈴木まゆみ委員)

これは、どこからの要望があったのですかが一つ、そのために計画を見直すことになったのが一つ。それから、6ページを見ますと近隣商業と第1種住居がまばらに、ぶつぶつと途切れたような配置になってるんですね。その辺が、大概私たちがやる場合は、道路から30メートルがなっていますけれども、これを見ますと、ちょうど道路の中心が分かれていたり、北側を見ますと入り組んでいるような感じで、ぶつぶつと切れているような感じなので、それは仕方がないことなのか、もう少し検討の余地があることなのかということをお教えいただきたいんですよね。6ページを皆さん見ていらっしゃると思いますが、こっちの方に第一種があつて、あとは近隣商業がまばらになってまして、あとは南側に第二種住居があつて、右の方に行くと第一種があつたりしてですね、用途があまりにもばらばらというか、何も集めなければならないという訳ではないんですけど、判断材料がどうなのかなということをおもいましたので、その辺を説明下さい。

(佐藤都市計画課長)

はい。

(千葉会長)

どうぞ。

(佐藤都市計画課長)

では、今回の要望があつての話ということなのですが、先程私の方から説明しましたが、平成19年、約10年前ですね、そこでこれは大きな問題になっていた訳であります。そういう中で、すぐ建て替え計画が可能な場所なのかということ想定したんですが、出てこなかったということもありました。ただ、懸案事項として今まで引きつけてきたという中で、そろそろ10年も経って建て替え計画とか増築とかそろそろ動き出しているというのが現状でございます。そういうところがございまして、一番先にこの部分が動き出したということもありましたので、我々としては対応せざるを得ないというか、しなければいけないと。今まで放置という訳ではありませんが、その需要が出てきたということで対応する。今後も似たようなものが出てくれば、そこも同じような考え方で、状況を調査しながら進めたいと考えておりますし、あと先程ご指摘のありました、入り組んだという話ですね、これは江刺市時代に計画しておりまして、細かいところまで把握はしておりませんが、やはり用途地域を指定するときは、字界とか、道路とか、そういうようなものを中心に切って用途をはり付けていくというのが今までの現状でございます。そういうところが切りはりの状況が、こういう見た形で、なんて言うんでしょうね、すっきりした、ぱんぱんと大きな面ではり付けているという考え方にはなりえない用途が実際には発生しております。ただこの件に関しては、全体的にいろいろなところに波及しますので、我々としての考えでは、今後、用途地域の全体的な見直しの計画については考えております。今の段階で小さいところの差し込んでいる部分とか、すぐ変えるという形にはなりえないかなと思っております。ただこのまま放置するという訳にはいかないかなという認識でおります。以上です。

(千葉会長)

よろしいでしょうか。

(鈴木まゆみ委員)

はい、わかりました。

(千葉会長)

そのほか、どなたかございませんでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(千葉会長)

はい、ありがとうございます。それでは次に進みます。奥州市都市計画道路見直し事業の進捗状況について、事務局より説明いたします。

(佐藤都市計画課長)

それでは、奥州市都市計画道路見直し事業の進捗状況につきまして、担当から説明申し上げます。

(伊藤主任技師)

都市計画課計画係の伊藤でございます。それでは、お手元に資料に基づき、ご説明いたします。

本市の都市計画道路網は、昭和50年代に計画決定されたもので、30年以上見直しを行っておらず、現在57路線が都市計画道路として位置付けされています。

本見直し事業は、奥州市における様々な条件を精査し、都市計画道路の必要性を再検証し、変更や廃止の検討を目的としており、平成26年度から平成29年度までの4年間を予定して事業を進めてまいりました。今年度は3年目となり、路線の最終的な判断を検討いたします。

本年度の業務委託については、7月21日に委託契約を締結しまして、今後の事業を進めてまいります。

これまでの事業内容ですが、平成26年度に現都市計画道路について、都市計画決定からの経過年数、整備状況を整理し、社会情勢の変化に伴う路線ごとの必要性の検証を行いました。また、現都市計画道路に該当する市道の交通量調査を行いました。

平成27年度には、見直し検討路線について、当該路線の変更、廃止を行った場合においても、上位関連計画等における当該路線の位置付けや計画の整合性についての確認を行い、道路網への影響を検討しました。

道路センサスOD調査結果をベースに、現在の都市計画道路網における交通量配分を実施し、各路線の交通量推計を行いました。

今後の事業でございますけれども、平成28年度は、これまでの変更、廃止に向けた具体的な検討結果を踏まえて、総合的判断により見直し路線を選定し、住民説明会、パブリックコメントを実施いたします。

住民説明会は、水沢区、江刺区、前沢区を対象といたしまして、沿線地権者を中心に、全市民を対象に、11月の開催を予定しております。

来年度は、都市計画変更に係る関係機関協議を行い、都市計画変更手続きを進めてまいります。都市計画審議会は、平成30年2月にお諮りする予定でございます。以上で説明を終わります。

(千葉会長)

はい、只今説明がありました。先程申し遅れましたが、本日の審議は、採決をすることではないことを申し添えておきます。よろしく申し上げます。

只今の説明に対して、質問、ご意見を頂戴したいと思います。

(阿部加代子委員)

はい。

(千葉会長)

はい、阿部さん。

(阿部加代子委員)

住民説明会をされるんですけども、先程も江刺区の地域協議会にはどうするのかというお話をさせていただきましたけども、これらのことについてはですね、地域協議会の皆様にはご説明までは必要ないとふうなお考えでしょうか、その辺をお伺いします。

(佐藤計画係長)

はい。

(千葉会長)

はい。

(佐藤計画係長)

こちらも同様にですね、地域協議会に諮るかどうかをですね、再度もう一度確認しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(千葉会長)

よろしいですか。

(阿部加代子委員)

はい。

(千葉会長)

そのほか、どなたかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(千葉会長)

それでは、なしということですので、どうもありがとうございました。ほかに意見がないということ踏まえて、本日の審議会をすべて終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。

(新田都市整備部長)

千葉会長どうもありがとうございました。協議の方につきましては、都市計画用途変更の案につきまして、そして本年度進めてございます、都市計画道路網の見直し、この2点について、皆様にご説明させていただきましたが、また、概要等が煮詰まった段階で、道路網の見直しの概要等についてはですね、改めてご説明させていただきたいと思います。

次に、次第7のその他でございますけれども、せっかくの機会でございますので、皆様から奥州市の都市計画についてですね、何かご意見、ご要望等ございましたら、お聞かせ願えればと思っております。実は、平成29年度を初年度といたしまして、奥州市総合計画、第2次となりますけれども、これの策定を鋭意進めているところでございまして、28年度中に基本構想、それから前期5カ年の基本計画を策定いたしま

して、来年度から新たな計画がスタートする予定でございます。都市計画部門につきましても、只今ご説明申し上げました都市計画の道路をどうするか、あるいは用途を含めた色塗りをどうするかということから、たとえば公園の整備であるとか、景観の問題など、様々な多岐の分野に亘って、本事業を総合計画に反映させたいと考えているところでございますけれども、その際、皆様の方から何かご提言なり、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

(鈴木まゆみ委員)

国土調査は、今やってらっしゃるんですか。何年か前は一所懸命やって、公図とか見てわかっているんですけど、農林課の方がいらっしゃらないからですけど、というのはですね、先程道路のことがありましたけれど、私たち建築屋は、道路というのが一番問題でして、佐倉河なんかは道路が無くてなかなか家が建たないと、43条1項の但し書きがなかなか取れないというような、がんじがらめの状態でなかなか家が建てられないという物件が多いんですね。その場合、国調が終わってて、その時に、道路が無いと家が建てられませんよということを都市計画と農林課がお互いにタイアップして、進めていただければ誠にいいんですけども、農林課は農林課、都市計画は都市計画なものですから、俺は家を建てないからいいんだということで、2メートルやそこらくらいの道路で承諾してしまって、境界を打って国調をしてしまう。ところが後になって、代が変わって息子になりましたよとなって、家が建ちませんよという物件が結構あるんですね。道路の見直しもそうなんですけれども、やはり国調とかですね、タイアップしてもらって、前にも言いましたけれども、やはり道路が無ければ家が建たないよと、代変わりして何年か後大変ですよとお互いにPRしていかないと、俺は土地が減るからいやだという地主さんもいらっしゃるようなので、その辺を都市計画も踏み込んで、広報に出してもいいので、道路が無いと家が建たないんだよと、4メートルほしいですよと、多少1メートルセットバックしても市道認定してもらって、広い道路を確保しましょうと都市計画でもやっていかないと大変なんですね、建築屋としては。その辺をもう少し課内で協議していただいて、道路事情をより良くいていただきたいなと思います。これはお願いです。以上です。

(佐藤都市計画課長)

では、私の方からお答えします。都市計画は現実的には農林との関係は離れていまずので、確かに国調は国調の方で独自にと、そして都市計画はもう少し大きな面で今までやってきております。今言われたように、情報の共有化ということなんですけれども、情報の共有化が多少薄れてきているというのは、懸念しているところでございます。私は建築住宅課にもおりましたので、特に都市整備部の中の建築住宅部門としての国調サイドとの連携はしているんですが、もうちょっと情報というか法的な理解まで踏み込んだ情報の共有があっべきかなという感想は持っております。僭越ながら、都市整備部内で内容を共有して、なおかつ、他の部との共有を図っていき

たいなと考えております。あと、PRの関係は、都市整備部としての全体の都市計画だけでは済まないこと、建築住宅だけでは済まないこと、土木関係それぞれいろいろな多岐の分野がはらんでいると思いますので、そこら辺は都市計画として承りましたので、都市整備部の中で共有していきたいと思っております。答えにならない答えとは思いますが、よろしく申し上げます。

(新田都市整備部長)

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

(阿部加代子委員)

今後の都市計画審議会の開かれる予定はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。先程も、都市計画道路の道路網の見直しの事業の進捗状況については、改めてご説明をいただけるということでございましたけれども、今後の審議会の予定についてある程度分かっているのであれば、お伺いしたいと思います。

(佐藤計画係長)

今のところ考えていますものは、予定表にもございますけれども、用途地域につきましては、年が明けまして2月頃に開催し、今回の用途地域の審議について採決をいただきたいと考えております。それから、都市計画道路の見直しにつきましては、もう1年遅れるような形での30年の2月というような形で、あと、関係機関協議によって前後する可能性はございますけれども、いずれ29年度の中でですね、都市計画道路の見直しについては、ご審議いただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(新田都市整備部長)

只今、本日の審議会で説明いたしました案件について、本年度及び来年度このような機会を設けさせていただきたいと考えていますし、またあと、緊急な事案等が生じた際にはですね、また改めてお集まりいただくというふうなこともあるかもしれません。

そのほか、皆様からご意見等ございませんでしょうか。

(後藤元夫委員)

先程の阿部委員さんからの地域協議会との絡みはどうなるのかという内容の質問がありまして、これについては検討させていただくというご回答でございました。それに絡んでですね、総合計画とも大幅に関係してくるんだらうと。となると、今日お示しいただいた、概要書の流れですと、全くそれが絡んでいない、奥州市の総合計画と。やっぱりこれは重要な問題ではないのかと思わせていただきましたので、ぜひともここは、一緒に絡んで、タイムスケジュールなり再度検討していただければなと思います。よろしく申し上げます。

(新田都市整備部長)

はい、総合計画に絡みましてのご要望でございましたので、しっかり検討していき

たいと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日は大変ありがとうございました。慎重審議に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、只今をもちまして、奥州市都市計画審議会的一切を終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。

午後 2 時 18 分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名捺印する。

平成 年 月 日

2号委員

印

3号委員

印